

## 浦安市立高洲小学校 PTA役員選出に関する運用細則

浦安市立高洲小学校 役員選出の決定に関して、手続き、処理、決定方法その他に関して、必要な事項を定めるものとする。会則に定められている内容に従い、会則に定めのない項目について補足する。

(PTA会における本部役員会役員)

第1条 本会には、次の役員を置くことが会則第6条によって定められている。

- (1) 会長
- (2) 副会長
- (3) 書記・広報
- (4) 会計
- (5) 庶務
- (6) 会計監査

(PTA会における本部役員会定員数)

第2条 本会には、役員数の適正化を図る為、合計上限を20名と定める。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 5名(教頭含む)
- (3) 書記・広報 6名
- (4) 会計 4名
- (5) 庶務 4名

(本部役員選出方法)

第2条1 本部役員の選出方法について定める

(1) 本部役員の立候補を募集し、PTA会則第6条の役員数※1に満たない場合には、本細則第2条の定員数を上限として、抽選にて不足分を決定する。

- ※1会長 1名  
副会長 3名以上(うち教頭1名)  
書記・広報 4名以上  
会計 2名以上  
庶務 2名以上

(PTA会における専門部定員数)

第3条 専門部には、役員数の適正化を図る為、次の役員の定数を定める。

- (1) 地域活動協力部 青少年補導員 1名
- (2) 地域活動協力部 社会福祉協議会推進委員 2名

(3) 活動推進部(ポイント立ち係/イベント係/安全係) 16名

(4) 卒業対策部 6年生のクラス数×2名

(専門部役員選出方法)

第3条1 専門部役員の選出方法について定める

- (1) 専門部役員の立候補を募集し、本細則第3条の役員数に満たない場合には、抽選にて不足分を決定する。

(本部役員・専門部役員の役員選出免除について)

第4条 抽選にて役員を選出する際の免除対象となる会員について定める

- (1) 2017年度から2022年度までに(※2)本部役員・専門部役員・クラス役員の学年長及び副学年長として活動した会員は、本人の申し出により、翌年度以降の役員選出の抽選対象から除外されることができる。
- (2) 2017年度から2022年度までにクラス役員(学年長及び副学年長となった者を除く)として活動した会員は、本人の申し出により、翌年度以降の役員選出の際、除外されることを考慮する。ただし、抽選対象から除外されることができる期間は、活動した際に在籍していた児童が卒業するまでの期間とする。
- (3) 2023年度以降、本部役員・専門部役員として活動した会員は、本人の申し出により、翌年度以降の役員選出の抽選対象から除外されることができる。ただし、抽選対象から除外されることができる期間は、活動した際に在籍していた児童が卒業するまでの期間とする。
- (4) 2023年度以降、会長、副会長として活動した会員は、本人の申し出により、翌年度以降の役員選出の抽選対象から除外されることができる。
- (5) (1)から(3)の他、会長、副会長(教頭先生を含む)が役員選出に適当でないと認める場合。

なお選出対象者がいない場合は、役員経験済みの会員も選出の対象となることがある。

※2 クラス役員とは、2022年度までにPTAを構成していた学級会における役員の役職名であり2023年度以降、専門部を構成する活動推進部員という役職名に変更する。

第5条 本会役員を活動した方について、本部役員、専門部員の活動免除について除外内容について定める

- (1) 本部役員会及び運営委員会について、出席率が50%以下の方は、次期以降の役員選出において第4条に記載された抽選免除対象とはしない。
- (2) (1)項に示された出席率の算出は、本部役員会及び運営委員会の回数を母数として、参加数を除算した率とする。
  - ① 本部役員の場合

(本部役員会/運営委員会参加数) ÷

(本部役員会/運営委員会開催数) = 出席率 とする。

② 専門部員の場合

(本部役員会/運営委員会参加数) ÷

(運営委員会開催数) = 出席率 とする。

(3) 本条(1)(2)項に定められた出席率については、災害発生、感染症の蔓延などにより本会の運営に支障が生じた場合、本部役員、専門部員の出席が困難とみなされる時、または出席の抑制を学校等から求められた際等については開催数及び、参加数を調整する。

(4) 開催数、参加数による出席率の算出については、本部役員会において別途実施する。不測の事態により、会の開催が出来ないこと、及び、会員が出席が出来ないことによる活動免除規定について、本部役員、専門部員が不利益を受けないことに十分配慮し運営する。

(規定外事項)

第6条 本細則に特に定めのない事項については、PTA会長の指示に従うものとする。

(細則の改廃等)

第7条 本規則の改廃及び変更については、会則第11条に記載の通り、運営委員会の決議によるものとする。

## 附 則

(効力発生)

第1条 本細則は、2019年 5月 18日から施行する。

(履歴)

1. 2019年 5月 18日改定
2. 2019年 7月 6日改定
3. 2020年 3月 7日改定
4. 2020年 9月 5日改定
5. 2022年 2月 5日改定
6. 2022年 11月19日改定